

特別支援教育就学奨励費制度について（お知らせ）

教育委員会では下記の方を対象に、学用品等購入費や学校給食費等の援助を行っています。
援助を希望する方は、下記の内容を確認のうえ申し込みください。

※毎年度の申込みが必要です。昨年度支給を受けた方も必ずお申し込みください。

記

【1.支給対象者】

下記すべてに該当する方

- ・豊中市立学校の支援学級に在籍する児童・生徒の保護者
- ・令和5年分の所得の世帯合計が認定基準額以下
- ・生活保護法による教育扶助を受けていない世帯

※審査は生活保護基準需要額に基づき行われますので、年齢等によって認定基準額が変わります。

※就学援助制度と併せて申し込めますが、両制度の認定基準を充たす場合は就学援助制度が認定となります。

（就学援助との併給不可）

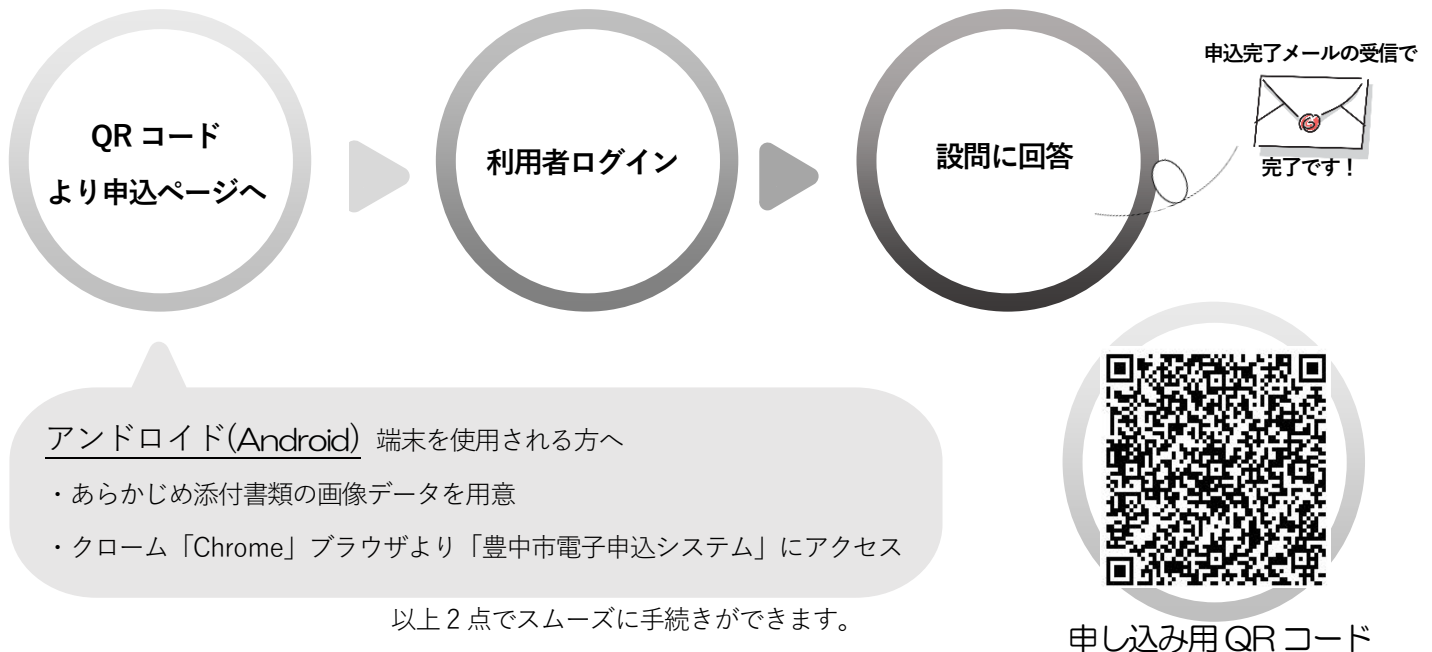
※生活保護基準需要額の2.5倍未満の所得額（世帯合計）までが認定対象

※支援学校在籍者は、在籍校（府立支援学校事務局）へお申し込みください。

	認定基準額（目安）
3人世帯	約600万円
4人世帯	約710万円
5人世帯	約790万円

【2.申込方法】

- ・期間：令和6年（2024年）5月30日～令和7年（2025年）1月31日
- ・方法：スマートフォン/PC等からの電子申込



※スマートフォン/PC等をお持ちでない方は、問合せ先までご相談ください。

【3.添付書類】

写真/PDF データを添付してください



= 全員 =

- ・保護者名義の口座内容（以下の項目）がわかるもの（預金通帳など）

※口座名義人・口座番号・金融機関名・金融機関コード・支店名・支店番号がわかるもの

※原則として在籍校が指定する学校徴収金（保護者負担費）の口座 ※来年4月末までは口座を解約しないでください。

= 令和6年1月1日現在、豊中市外にお住まいだった世帯 =

下記のいずれか【所得金額と扶養控除内訳の記載が必要】

- ・市区町村発行の令和6年度（2024年度）課税証明書
- ・令和6年度（2024年度）住民税課税明細書
- ・令和6年度（2024年度）住民税特別徴収税額の通知書

※令和6年1月1日時点でお住まいだった市区町村で発行されたもの ※所得金額と扶養控除内訳の記載が必要

※源泉徴収票は審査不可 ※世帯全員分の証明書が必要（扶養に入っている方を除く）

= 令和5年1月以降に生活保護の適用が廃止となった場合 =

- ・保護決定通知書（生活保護の廃止が確認できるもの）

【4.審査の結果】

- ・第一学期末 8月24日までにお申込みの方へ、審査結果通知を10月頃に郵送で送付

【5.支給の内容】 令和6年度（2024年度）年間支給予定額（単位・円）

学 年	費 目	学校給食費	新入学児童・ 生徒学用品費	合 計
小 1（義1）	実食額の半額	25,555(※1)		25,555 + 学校給食費
小 2～5（義2～5）	実食額の半額			学校給食費
小 6（義6）	実食額の半額	30,490(※2)		30,490 + 学校給食費
中 1（義7）	実食額の半額	30,490(※1)		30,490 + 学校給食費
中 2～3（義8～9）	実食額の半額			学校給食費

小：小学校、中：中学校、義：義務教育学校

※1 入学前に受給していない場合に支給

※2 令和7年(2025年)4月入学の中学校新1年生および義務教育学校新7年生には入学前に新入学用品費を支給

※3 修学旅行費・林間臨海学舎費、学用品等購入費は、学校教育活動徴収金公費負担事業の対象のため、無償となります。
特別支援教育就学奨励費での支給はありません。

【6.支給時期】 第一学期末 8月24日までにお申込みの方

	支給内容	支給時期(予定)
第1回目	1学期分	令和6年10月末頃
第2回目	2・3学期分	令和7年3月中旬頃
第3回目	3学期分学校給食費	令和7年4月末頃

※8月25日以降にお申し込みの場合、第1回目の支給時期が異なります。

【問合せ先】 豊中市教育委員会事務局 学務保健課 TEL 06-6858-2553
〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 豊中市役所 第一庁舎6階